

久我の工業専用地域における産業用地の創出に向けた取組業務

提案募集要項

1 業務の名称

久我の工業専用地域における産業用地創出に向けた取組業務

2 業務内容

別紙「久我の工業専用地域における産業用地創出に向けた取組業務」委託仕様書（以下「仕様書」という。）参照

3 背景・目的

本市は近隣他府県等と異なり、工場団地等を保有しておらず、市内企業の事業拡大、新たに市内への進出を希望する企業等のニーズに十分応えることができない状況にある。

こうした中、「工業専用地域」である久我の工業専用地域において、産業用地創出に向けた取組を実施するものである。

4 参加資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に記載されていること、又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すること
- (2) 参加申請の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと
- (5) 国税及び京都市税を滞納していないこと
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと
- (7) 自らが提案した業務内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること
- (8) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと

5 契約条件

- (1) 契約形態 委託契約
- (2) 契約金額の上限 ￥3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和2年3月24日（火）まで
- (4) 成果物納品場所 京都市産業観光局新産業振興室 産業用地創出担当
- (5) 委託料の支払条件

業務を問題なく実施したことを本市が確認した上で一括払いとする。

(6) その他

ア 提案内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り、契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、予め本市の承認を得ることとする。

6 応募手続等

(1) 提出書類, 提出部数

提出書類	様式	提出部数
「久我の工業専用地域における産業用地創出に向けた取組業務」提案書	(様式1)	6部(正本1部, 副本5部(社名等を伏せたもの))
法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※申込日前3箇月以内に発行されたもの (原本)	—	1部
決算書(直近1年間)	—	1部
応募者の概要がわかるもの (会社案内パンフレット等)	—	1部
実施体制図	(任意様式)	6部
過去5年間の同種又は類似業務実績 (応募者, 統括責任者, 担当者)	(様式2-1 ~2-3)	6部
ア「個別説明や勉強会の実施」に係る提案書	(様式3-1)	6部
イ「説明資料」に係る提案書	(様式3-2)	6部
ウ「その他, 産業用地創出に向けた効果的な取組」に係る提案書	(様式3-3)	6部
実施スケジュール	(様式3-4)	6部
見積書	(任意様式)	6部(正本1部, 副本5部(社名等を伏せたもの))

※ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、以下の書類を各1部ずつ提出すること。

- ・印鑑証明書
- ・納税証明書(国税及び京都市税:直近2年分)
- ・水道料金・下水道使用料納付証明書(京都市内に事業所, 事務所等がある場合のみ)

上記は、申込日前3箇月以内に発行されたもの（原本）

・誓約書（様式4）

※ 様式3-1～3-4については、定められた様式により作成すること（記載の枠を広げることは構わないが、サイズはA3サイズを上限とする。また、提案内容を補完するための説明図、写真等を別に添付することも可）。

ただし、A4片面刷り換算で指定様式、別添資料を含め6枚を上限とする。

※ 見積書について、提案した業務一切に係る積算根拠を明示すること

※ 提出書類（法人登記簿謄本、決算書、応募者の概要がわかるものを除く）について、A4サイズに折り畳み、6部ともクリップ等で仮留めして提出すること

(2) 提出期間 平成31年4月12日（金）から平成31年4月17日（水）まで
※受付時間は、京都市の休日を定める条例に規定する休日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合、(2)の提出期限内に必着（書留郵便に限る）。

必ず電話により到達有無の確認を行うこと

※持参の場合、事前に電話連絡すること

(4) 提出場所・問合せ

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488番地（京都市役所本庁舎1階）

京都市産業観光局新産業振興室 産業用地創出担当（担当：西本，横田）

電話 075-222-4239

FAX 075-222-3331

(5) 募集要項及び仕様書に対する質問期限及び回答

ア 本募集要項及び仕様書に対して質問できる者は、上記「4 参加資格」を満たしている者とする。

イ 質問期間

平成31年4月3日（水）から平成31年4月9日（火）（午後5時）までとする。

※期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ 質問方法

事前に電話連絡のうえ、質問票（任意様式）に基づき、下記のメールアドレス宛に送付すること

<メールアドレス>

sanshin@city.kyoto.lg.jp

エ 質問に対する回答

すべての質問及び回答については、平成31年4月12日（金）午後5時までに、入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局のホームページにおいて公開することとする。

<ホームページアドレス>

(6) 注意事項

ア 応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる提案

提案が次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

(ア) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ その他

(ア) 提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出書類は、受託候補者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、提案内容については、今後の参考にすることがある。

(ウ) 提出書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

(オ) 提出書類は、返却しない。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出書類に基づいて、審査を行う。審査は非公開とし、審査に関する問い合わせには応じない。

なお、必要に応じて、提案者には、提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、提案者に別途通知する。

(2) 審査基準

評価項目は、「久我の工業専用地域における産業用地創出に向けた取組業務」提案書 評価基準表のとおりとし、実務能力及び経験、実施方針、見積金額その他の事情を総合的に評価する。

(3) 受託候補者の選定

審査員全員の評価点の平均が60点を超えた提案者から選定する。

提案者が1社のみでも同様とする。

(4) 通知

選定結果については、全提案者に対して郵送で通知する。

(5) 公表

参加した事業者及び評価点、その他の契約の相手方を選定した理由がわかる情報を公表するものとする。

(6) 契約

受託候補者に選定された者と契約金額の上限金額の範囲内で交渉し、協議のう

え、契約する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。

契約内容については、仕様書及び受託候補者の提案内容に基づくものとするが、物価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市と受託候補者との協議のうえ、内容を決定する。

8 スケジュール（予定）

平成31年4月 3日（水）	公募開始
4月 9日（火）	質問票提出期限
4月12日（金）	質問に対する回答
4月17日（水）	提出書類の提出期限
4月19日（金）以降	提案の審査，受託候補者の選定
4月中	契約締結

9 その他

- （1）委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと
- （2）本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること
- （3）本業務を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。